

作成日 2001年 3月16日
改訂日 2023年 4月 1日

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称 プライマー No.30

供給者の会社名称 シーカ・ジャパン株式会社

住 所 東京都港区元赤坂 1-2-7 赤坂 K タワー 7F

担当部門 オペレーションズ&サプライチェーン Q-EHS

電話番号 0463-31-2772

F A X 番号 0463-31-2769

整理番号 3003-R12

推奨用途及び使用上の制限事項 一般工業品（業務用）

2. 危険有害性の要約

化学品のGHS分類：

物理化学的危険性	引火性液体	区分2
健康有害性	急性毒性（経口）	区分5
	急性毒性（吸入：蒸気）	区分4
	眼に対する重篤な損傷・眼刺激性	区分2A
	発がん性	区分2
	生殖毒性	区分1B
	特定標的臓器・全身毒性(単回ばく露)	区分3（気道刺激性）
		区分3（麻酔作用）
環境に対する有害性	水生環境有害性（急性）	区分3

※記載がない項目は、分類基準に該当しない。（分類できない、区分に該当しない）

GHS ラベル要素

絵表示又はシンボル：



注意喚起語： 危険

危険有害性情報： 引火性の高い液体および蒸気
飲み込むと有害のおそれ
強い眼刺激
吸入すると有害
呼吸器への刺激のおそれ
眠気またはめまいのおそれ
発がんのおそれの疑い
生殖能または胎児への悪影響のおそれ
水生生物に有害

注意書き：

《安全対策》

- 使用前に安全データシートを入手すること。
- 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
- 熱／火花／裸火／高温のもののような着火源から遠ざけること。一禁煙。
- 容器を密閉しておくこと。
- 容器を接地すること／アースをとること。
- 防爆型の電気機器／換気装置／照明機器を使用すること。
- 火災を発生させない工具を使用すること。
- 静電気放電に対する予防措置を講ずること。
- 粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーの吸入を避けること。
- 取り扱い後は手をよく洗うこと。
- 屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。
- 環境への放出を避けること。
- 保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。

《応急措置》

- 皮膚又は髪に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を流水／シャワーで洗うこと。
- 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- 眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
- ばく露またはばく露の懸念のある場合：医師の診断／手当を受けること。気分が悪いときは、医師に連絡すること。
- 眼の刺激が続く場合：医師の診断／手当を受けること。
- 火災の場合：消火するために粉末、二酸化炭素、乾燥砂、泡を使用すること。

《保管》

- 換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。涼しいところに置くこと。
- 施錠して保管すること。

《廃棄》

- 内容物や容器を、国際／国／都道府県／市町村の規則に従って廃棄すること。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別 : 混合物

化学名 又は 一般名 : プライマー

成分	含有量 (wt%)	官報公示整理番号 (化審法・安衛法)	CAS 番号	化学物質管理促進法 (P R T R)	労働安全衛生法 第 57 条の 2 通知対象物
酢酸エチル	55～65	(2)-726	141-78-6	対象外	政令番号 第 177 号
キシレン	0.6 未満	(3)-3	1330-20-7	対象外	政令番号 第 136 号
エチルベンゼン	0.2 未満	(3)-28、(3)-60	100-41-4	対象外	政令番号 第 70 号
ウレタン樹脂 他	45 未満	非公開	非公開	対象外	非該当

4. 応急措置

- 吸入した場合 : 新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
気分が悪い時は医師を呼ぶこと
- 皮膚に付着した場合 : 直ちに、すべての汚染された衣類を脱ぎ去ること。
多量の水または石けん水で十分に洗い落とす。
脱いだ衣類を再使用する前に洗濯し汚染除去すること。
皮膚刺激があれば、医師の手当、診断を受けること。
- 眼に入った場合 : 洗浄な流水で最低 15 分間目を洗浄する。
洗顔の際、眼球とまぶたの隅々まで洗浄する。
コンタクトレンズは固定していない限り取り除いて洗浄する。
眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、手当てを受ける。
- 飲み込んだ場合 : 吐かせる。ただし、嘔吐物が気管に入らないように身体を斜めにする。
ただちに医師の診断、手当てを受ける。
水でよく口の中を洗わせてもよい。
意識がない被災者には、口から何も与えてはならない。
- 最も重要な兆候及び症状 : 高濃度では、目、鼻、のどに軽度の刺激、無気力感、気、視神経障害、意識喪失、肺水腫。長期ばく露では、皮膚刺激、炎症。吸気では、貧血。遅発性症状：肺水腫、視神経の症状。
- 応急措置をする者の保護 : 救助者は、状況に応じて適切な保護具（有機溶剤用の防毒マスク等）を着用する。
- 医師に対する特別注意事項 : データなし

5. 火災時の措置

- 消火剤 小火災 : 二酸化炭素、粉末消火剤、散水、耐アルコール性泡消火剤
 大火災 : 散水、噴霧水、耐アルコール性泡消火剤
- 使ってはならない消火剤 : データなし
- 特有の危険有害性 : 火災によって刺激性、毒性、又は腐食性のガスを発生する恐れがある。
極めて燃え易い、熱、火花、火炎で容易に発火する。
加熱により容器が爆発するおそれがある。
引火性の高い液体及び蒸気
- 特有の消火方法 : 散水によって逆に火災が広がるおそれがある場合には、上記に示す消火剤のうち、散水以外の適切な消火剤を利用すること。
大規模火災には、泡消火剤を用いて空気を遮断する。
引火点が極めて低い：散水以外の消火剤で消火の効果が大きい大きな火災の場合には散水する。
危険でなければ火災区域から容器を移動する。
移動不可能な場合、容器及び周囲に散水して冷却する。
消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。
- 消火を行う者の保護 : 消火作業の際は、適切な空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置 : 作業者は適切な保護具を着用し、眼、皮膚への接触やガスの吸入を避ける。

	<p>漏洩物に触れたり、その中を歩いたりしない。 直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。 関係者以外の立入りを禁止する。 漏洩しても火災が発生していない場合、密閉性の高い、不浸透性の保護衣を着用する。 風上に留まる。 低地から離れる。 密閉された場所に入る前に換気する。</p>
環境に対する注意事項	: 排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。 河川等に排出され、環境へ影響を起ささないように注意する。
回収、中和	: 少量の場合、乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、あるいは覆って密閉できる空容器に回収する。 少量の場合、吸収したものを集めるとき、清潔な帯電防止工具を用いる。 大量の場合、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いて回収する。 大量の場合、散水は、蒸気濃度を低下させる。しかし、密閉された場所では燃焼を抑えることが出来ないおそれがある。
封じ込め及び浄化方法 機材	: 危険でなければ漏れを止める。 : 漏出物を取扱うとき用いる全ての設備は接地する。 蒸気抑制泡は蒸発濃度を低下させるために用いる。
二次災害の防止策	: すべての発火源を速やかに取除く（近傍での喫煙、火花や火炎の禁止）。 関係箇所に通報し応援を求める。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策

- : 適切な保護手袋、衣類及び眼、顔面用の保護具を着すること。
周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。-禁煙。
「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。
容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずるなどの取扱いをしてはならない。
静電気対策を行う。作業着、作業靴は導電性のものを用いる。
取扱い作業場の電気設備は、防爆構造とし、機器類は接地する。

局所排気・全体換気

- : 「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の局所排気、全体換気を行なう。

安全取扱い注意事項

- : 接触、吸入又は飲み込んではいない。
取扱い後はよく手を洗うこと。
蒸気を吸入しないこと。
屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。

接触回避

- : 「10. 安定性及び反応性」を参照。

保管

技術的対策

- : 熱、火花、裸火のような着火源から離して保管すること。-禁煙。
容器を密閉して換気の良いところで貯蔵すること。

保管条件

- : 冷所、換気の良い場所で貯蔵すること。

酸化剤から離して保管する。
 容器は直射日光や火気を避けること。
 指定数量以上の危険物は、貯蔵所以外の場所でこれを貯蔵してはならない。
 施錠して貯蔵すること。

混触危険物質 : 「10. 安定性及び反応性」を参照。
 容器包装材料 : 消防法及び国連輸送法規で規定されている容器を使用する。
 その他、消防法、労働安全衛生法等の法令に定めるところに従う。

8. ばく露防止及び保護措置

管理濃度 : 200ppm (酢酸エチル)
 50ppm (キシレン)
 設定されていない (エチルベンゼン)

許容濃度 (ばく露限界値、生物学的ばく露指標) :

酢酸エチル	日本産業衛生学会 (2015 年度版)	200ppm	720mg/m ³
	ACGIH (2015 年度版) TLV-TWA	400ppm	
キシレン	日本産業衛生学会 (2015 年度版)	50ppm	217mg/m ³
	ACGIH (2015 年度版) TLV-TWA	100ppm	
エチルベンゼン	日本産業衛生学会 (2015 年度版)	50ppm	217mg/m ³
	ACGIH (2015 年度版) TLV-TWA	100ppm	

設備対策 : 製造業者が指定するその他の防爆の電気、換気、照明機器を使用すること。
 静電気放電に対する予防措置を講ずること。
 蒸気の発生源を密閉する設備又は局所排気を設ける。
 この物質を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置すること。

保護具

呼吸器用の保護具 : 有機ガス用防毒マスク
 手の保護具 : ゴム手袋
 眼、顔面の保護具 : 側板付き普通眼鏡型又はゴーグル型保護眼鏡
 皮膚及び身体の保護具 : 作業衣、安全靴

衛生対策 : 保護具は保護具点検表により定期的に点検する。
 取扱い後はよく手を洗うこと。

9. 物理的及び化学的性質

物理的状态	:液体
色	: 淡黄色
臭い	: 溶剤臭
融点/凝固点	: データなし
沸点又は初留点及び沸点範囲	: 77°C (酢酸エチル)
可燃性	: データなし
爆発下限界及び爆発上限界/可燃限界	: データなし
引火点	: 0°C
自然発火点	: 450°C以上
分解温度	: データなし

pH	: 該当せず
動粘性率	: データなし
溶解度	: データなし
n-オクタノール／水分配係数 (log 値)	: データなし
蒸気圧	: データなし
密度及び／又は相対密度	: 0.95～1.05 g/cm ³ (23°C)
相対ガス密度	: データなし
粒子特性	: データなし

1 0. 安定性及び反応性

反応性	: 水、アミン等と反応する。
化学的安定性	: 加熱すると激しく燃焼、爆発することがある。
危険有害反応性可能性	: 強酸化剤と反応し、火災や爆発の危険性をもたらす。
避けるべき条件	: 水、アルコール、強酸化剤、強アルカリ。
混蝕危険物質	: フレーム及びスパーク発生装置から遠ざける。
危険有害な分解生成物	: 燃焼により、一酸化炭素、二酸化炭素。

1 1. 有害性情報

急性毒性 (経口)	: 既知の成分の計算結果が区分 5 に該当
急性毒性 (経皮)	: データなし
急性毒性 (吸入: ガス)	: データなし
急性毒性 (吸入: 蒸気)	: 既知の成分の計算結果が区分 4 に該当
急性毒性 (吸入: 粉じん、ミスト)	: データなし
皮膚腐食性／刺激性	: データなし
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	: 既知の成分の計算結果が区分 2 A に該当
呼吸器感作性	: データなし
皮膚感作性	: データなし
生殖細胞変異原性	: データなし
発がん性	: 既知の成分の計算結果が区分 2 に該当
生殖毒性	: 既知の成分の計算結果が区分 1 B に該当
特定標的臓器毒性 (単回暴露)	: 既知の成分の計算結果が区分 3 (気道刺激性)、 区分 3 (麻酔作用) に該当
特定標的臓器毒性 (反復暴露)	: データなし
誤えん有害性	: データなし

1 2. 環境影響情報

生態毒性	
水生環境有害性 短期 (急性)	: 既知の成分の計算結果が区分 3 に該当
水生環境有害性 長期 (慢性)	: データなし
残留性・分解性	: データなし
生態蓄積性	: データなし
土壤中の移動性	: データなし
オゾン層への有害性	: データなし

1 3. 廃棄上の注意

- ・産業廃棄物（廃油と廃プラスチック類の混合物）として許可を受けた専門業者に処分を委託する。
- ・空容器を廃棄するときは、内容物を完全に除去しておく。

1 4. 輸送上の注意

国連分類 : クラス 3 (引火性液体、容器等級: II)
国連番号 : 1 1 3 3 (接着剤 (引火性液体を含有するもの))
国内規制

- 陸上輸送 : 消防法, 労働安全衛生法等に定められている運送方法に従う。
海上輸送 : 船舶安全法に定められている運送方法に従う。
航空輸送 : 航空法に定められている運送方法に従う。

輸送の特定の安全対策及び条件:

- 取扱い及び保管上の注意の項の記載に従うこと。
容器漏れのないことを確かめ、転倒、落下、損傷のないように積み込み、荷崩れ防止を確実に
行なうこと。
火気厳禁。

1 5. 適用法令

化学物質管理促進法: 該当無し

(キシレン、エチルベンゼンは含有量から対象外)

安全衛生法 : 名称等を通知すべき有害物質 (法第 5 7 条の 2、施行令第 1 8 条の 2 別表第 9)

政令番号 第 177 号 酢酸エチル

政令番号 第 136 号 キシレン

政令番号 第 70 号 エチルベンゼン

名称等を表示すべき有害物 (施行令第 1 8 条)

酢酸エチル、キシレン

第 2 種有機溶剤 (施行令別表第 6 の 2・有機溶剤中毒予防規則第 1 条第 1 項第 4 号)

危険物: 引火性の物 (施行令別表第 1 第 4 号)

消防法 : 危険物第 4 類第一石油類 (非水溶性液体) 危険等級 II (指定数量 200L)

船舶安全法 : 引火性液体類

航空法 : 引火性液体

食品衛生法 : 食品、添加物等の規格基準

薬事法 : 化粧品原料基準

特定化学物質等障害予防規則: 第 2 類物質「エチルベンゼン」

毒物及び劇物取締法: 該当せず

1 6. その他の情報

ホルムアルデヒド放散量区分: (日本シーリング材工業会) ホルムアルデヒド汚染対策のための自主管理規定 JSIA-027018 F☆☆☆☆

本データシートは、日本工業規格 Z 7253:2019「GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法ーラベル、作業場内の表示及び安全データシート (SDS)」(以下「JIS」という) に準じて作成されており、用語の定義は、JISに従っています。

本データシートは製品の安全な取扱いを確保するための「参考情報」として、作成時点で弊社の有する情報を取扱事業者提供するものです。

取扱事業者は自らの責任において各々の実体に応じた適切な処置を講ずることが必要です。

記載内容は現時点で入手できる資料/情報/データに基づいて作成しております。しかし含有量、物理化学的性質、危険有害性等についてはいかなる保障をなすものではありません。

関連する新しい情報を入手した場合、本SDSは改訂されることがあります。また注意事項は通常の手配を対象にしたもので、特別な手配をする場合には用途/用法に適した安全対策を実施の上ご利用下さい。